

ひとり親家庭における非行問題の一考察： 統計データから父子家庭に焦点をあてた検討

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-04-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡田, 豊 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/783

ひとり親家庭における非行問題の一考察

— 統計データから父子家庭に焦点をあてた検討 —

岡 田 豊

キーワード：発達心理学、家族心理学、非行問題、ひとり親家庭、父子家庭

1. はじめに

近年、母子家庭、あるいは、父子家庭のことを「ひとり親家庭」と呼ばれるようになってきた（大熊、2012）。広辞苑においても「【一人親家庭】母子家庭と父子家庭の総称。」（新村、2008）と説明されている。そもそも母子家庭とは、「【母子家庭】母と未成年の子とで構成されている家族。母子世帯。」（新村、2008）とされており、「父子家庭」については「【父子家庭】父と未成年の子とで構成されている家族。父子世帯。」（新村、2008）と説明されている。また、「母子家庭」および「父子家庭」は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の条文上（母子及び父子並びに寡婦福祉法 第6条）でも規定されている。規定内容を要約すると、ひとり以上の20歳未満の子どもを、配偶者のいない母親が養育している家庭を母子家庭とし、父親が養育している家庭の場合は、父子家庭と定義している（神原、2014）。

ひとり親家庭に陥る原因については、親の離婚によるものが存在するが、現代の離婚は、子どもが大きくなるまで待ってから離婚をした時代とは違ってきており、不幸な結婚生活を続けることよりも、できるだけ早く結婚生活に終止符を打ち、第二の人生を歩んだほうが良いと考える人が多くなってきている（棚瀬、2012）。

母子家庭の件数と父子家庭の件数の差については、母子家庭よりも父子家庭のほうが国勢調査上の件数が少ない。これは、母親が親権・監護権を得ていることが比較的多数であるためであるが、これについて考えられる理由として、特に母親、父親のいずれかを監護者とすべきという特別な事情がなく、子どもが幼少の場合は、母親が子どもの日常的な衣食などの生活の世話を行うことが多いことから、親権を争った裁判等では、母親が有利となる場合が多い（馬場・澤田法律事務所、2011）。

母子家庭と父子家庭の教育の差異については、余田（2012）の報告によると、母子家庭出身者と父子家庭出身者の教育達成に関する調査のうえでは、母子家庭、父子家庭、それぞれの出身者の間に教育達成水準の差異はほとんど観察されないとしている。差異がない理由については、経済的な要因以外に媒介要因があると考えられるが、その要因を明確に解明するには至っていないため、媒介要因の解明の必要性があることを示唆している。

また、以前は、ひとり親家庭といえば父子家庭よりも母子家庭の問題を中心に焦点があてられ

ることが多く、父子家庭に焦点があてられることは少なかった。その理由として、母子家庭は、経済的、社会的、精神的に不安定な状況に陥りがちであり、子どもの育成に、さまざまな配慮が必要であると判断されていたからである。しかしながら、時代とともに核家族化による家庭機能の低下から、ひとり親での養育や家事が困難となり、父子家庭においても、社会的な支援を必要とすることが社会問題として浮き彫りとなってきた（大熊、2012）。

ひとり親家庭の社会問題として、子どもの非行問題の研究も議論されている。樋口（1963）によると、非行少年には、ひとり親、あるいは、両親がいない家庭の子どもが多く、離婚、死別からもたらされる感情的葛藤や、精神的葛藤が非行の発生に関与していると主張している。一方、金（2007）が実施した少年非行を含めた家族関係の研究では、離別によるひとり親家庭の子どもの非行は、以前よりは減少したものの、依然として一定の比率を占めており、その影響を無視することはできないと説明している。さらに、星・小宮山・川田・椎名（1976）の非行少年の研究によると、非行少年は、一般的な少年よりも、父子関係を否定的にみている傾向があるとし、また、この父子関係の障害が発達に影響をおよぼしていると報告している。

では、ひとり親家庭の子ども、主に父子家庭の少年非行の割合的な実態は如何なるものであろうか。そこで、本稿では、ひとり親家庭、主に父子家庭における子どもの非行問題について、一般に公開されている文献、および、統計調査を活用し、非行発生率の分析と考察を実施する。

2. 方法

ひとり親家庭における子どもの非行問題の特徴を明らかにする目的のうえで、過去に発表された、書籍、論文、インターネット上で公開された資料等を分析対象とした。また、分析対象となる文献サーベイを実施するにあたり、本研究で必要と判断できる単語を、本研究に関連する諸背景から絞り込み作業を行った。これらの絞り込んだ単語から、図書館施設での手作業（目視）、あるいは、検索サービスである「国会図書館サーチ」(<http://iss.ndl.go.jp>)、「CiNii Articles」(<http://ci.nii.ac.jp>)、「Google」(<https://www.google.co.jp>)、「Google Scholar」(<https://scholar.google.co.jp>)を使用し、抽出作業を実施した。つぎに、抽出された文献から、本研究に関連する情報と判断できる記載のあるものを、研究対象とした。また、研究対象を分析するにあたり、その情報を補強できる資料を、検索サービスや、紙資料の抽出作業を実施し、抽出された資料を適宜参照した。

3. 分析対象資料の抽出と内容

分析対象となる資料の抽出を実施するにあたり、単語の絞り込み作業を行った。絞り込まれた単語は、「子ども」、「児童」、「子育て」、「育児」、「家族」、「ひとり親」、「ひとり親家庭」、「離婚」、「死別」、「母子」、「母子家庭」、「母性剥奪」、「男性」、「父親」、「父子」、「父子家庭」、「マターナル・デプリベーション」、「愛着」、「アタッチメント」、「発達」、「発達心理学」、「非行」、「非行少年」、「非行問題」、「少年犯罪」、「補導」である。これらの絞り込んだ単語から、検索サービスを利用した抽出作業、および、紙資料（書籍、学会誌、雑誌など）においては、手作業と目視での抽出作業

を実施した。いくつかの文献サーベイを繰り返し実施したところ、ひとり親の家庭である母子家庭、および、父子家庭のそれぞれの少年・児童の犯罪人数（補導人数）が、警察庁のウェブサイト上において、年次ごとに公開されていることがわかった。さらに警察庁のウェブサイト内を調査したところ、「平成 12 年の犯罪」（警察庁、2001）、「平成 17 年の犯罪」（警察庁、2007）、「平成 22 年の犯罪」（警察庁、2011）のうち、「第 4 少年犯罪」に掲載されている「101 罪種別 年齢・学職別 両親の状態別 検挙人員」および「112 罪種別 年齢・児童・生徒別 両親の状態別 補導人員」に含まれるデータにおいて、少年犯罪や、児童の補導人数が詳細に示されていることがわかり、また、母子家庭で育った子どもへの影響、あるいは、父子家庭で育った子どもへの影響を考察する材料として使用できる可能性のあるデータがいくつか存在した。そこで本研究では、近年の傾向を探る趣旨も考え 2000 年以降のデータを分析対象とした。また、人数などの統計的データの比率を算出することが予想されたため、国勢調査で公開されている人口データも加えて使用することとした。そのデータの内容を大まかに挙げると「101 罪種別 年齢・学職別 両親の状態別 検挙人員」には 14 歳から 19 歳以下の少年犯罪人数が示されている。また、「112 罪種別 年齢・児童・生徒別 両親の状態別 補導人員」には 13 歳以下の補導人数が示されている。さらに、それぞれのデータには年齢別で「両親あり」、「父あり母なし」、「母あり父なし」で示されている。そして、これらのデータから本研究で必要と考えられる少年犯罪および補導児童の人数データを、それぞれの年ごとに、「両親あり」の未成年者、「父あり母なし」の未成年者、「母あり父なし」の未成年者に絞り込んだ（以降、「警察庁データ」と称する）。

つぎに、絞り込んだデータの詳細であるが、2000 年の警察庁データは、表 3-1 にある (a) が「両親あり」の未成年者、(c) が「母あり父なし」の未成年者、(e) が「父あり母なし」の未成年者のデータである。2005 年の警察庁データは、表 3-2 にある (a) が「両親あり」の未成年者、(c) が「母あり父なし」の未成年者、(e) が「父あり母なし」の未成年者のデータである。2010 年の警察庁データは、表 3-3 にある (a) が「両親あり」の未成年者、(c) が「母あり父なし」の未成年者、(e) が「父あり母なし」の未成年者のデータである。

これらの「両親あり」の未成年、「父あり母なし」の未成年、「母あり父なし」の未成年の人数を比較した場合、「両親あり」の未成年の人数が圧倒的に多いことがわかるが、日本国内では、両親ありの未成年の人口が圧倒的多数であるため、この値のまま比較することは、本研究上では意味をもたないため、少年犯罪および補導児童の発生比率を比較するためには、日本国内の人口比を流用する必要がある。そこで、国勢調査の「親との同居・非同居（4 区分）、子供の年齢（各歳）、子供の男女別子供の数（母子世帯及び父子世帯並びに子供のいる親族世帯数－特掲）－全国」に存在するデータに含まれる、「両親と同居」、「母子世帯」、「父子世帯」の数値を、警察庁データに対して除算する分母の値として使用した。

使用した国勢調査の年次は、2000 年（平成 12 年）、2005 年（平成 17 年）、2010 年（平成 22 年）のデータである。なお、国勢調査の母子家庭・父子家庭の定義と、実際の状況が異なる場合が考えられる。たとえば、住民票の住所地に、居住している家族（成員）が実際と異なる場合などである。また、兄弟姉妹の有無や、人数、さらには、親と暮らしていない子どもの人数がデータ上では不明確であるため、あくまでも国勢調査のデータは“目安”ととらえて使用していることを付け加えておく。

2000年の国勢調査のデータは、表3-1にある(b)が「両親あり」の未成年者、(d)が「母あり父なし」の未成年者、(f)が「父あり母なし」の未成年者のデータである。2005年の国勢調査のデータは、表3-2にある(b)が「両親あり」の未成年者、(d)が「母あり父なし」の未成年者、(f)が「父あり母なし」の未成年者のデータである。2010年の国勢調査のデータは、表3-3にある(b)が「両親あり」の未成年者、(d)が「母あり父なし」の未成年者、(f)が「父あり母なし」の未成年者のデータである。

つぎに、それぞれの発生率を算出するために、警察庁データを分子として、国勢調査データを分母として除算を実施した。まず、2000年の発生率は、表3-1にある(a/b)が「両親あり」の未成年者、(c/d)が「母あり父なし」の未成年者、(e/f)が「父あり母なし」の未成年者の値である。この2000年の発生率から年齢ごとに表した折れ線グラフが図3-1である。2005年の発生率は、表3-2にある(a/b)が「両親あり」の未成年者、(c/d)が「母あり父なし」の未成年者、(e/f)が「父あり母なし」の未成年者の値である。この2005年の発生率から年齢ごとに表した折れ線グラフが図3-2である。2010年の発生率は、表3-3にある(a/b)が「両親あり」の未成年者、(c/d)が「母あり父なし」の未成年者、(e/f)が「父あり母なし」の未成年者の値である。この2010年の発生率から年齢ごとに表した折れ線グラフが図3-3である。さらに、比較検討を実施しやすくするため、2000年、2005年、2010年それぞれの合計値を表3-4として1つの表にまとめた。

表 3-1 2000 年（H12）両親有無別 未成年の犯罪・補導発生率

年齢	両親あり			母有父無			父有母無		
	警察庁 犯罪・補導 件数	国勢調査 両親同居 世帯件数	両親あり 犯罪・補導 発生率	警察庁 犯罪・補導 件数	国勢調査 母子世帯 件数	母有父無 犯罪・補導 発生率	警察庁 犯罪・補導 件数	国勢調査 父子世帯 件数	父有母無 犯罪・補導 発生率
	(a)	(b)	(a/b)	(c)	(d)	(c/d)	(e)	(f)	(e/f)
8歳 以下	490	9,912,394	0.0000494	153	325,817	0.0004696	33	24,723	0.0013348
9歳	368	1,076,648	0.0003418	137	57,442	0.0023850	41	6,431	0.0063754
10歳	527	1,096,168	0.0004808	152	59,911	0.0025371	56	7,561	0.0074064
11歳	982	1,111,161	0.0008838	306	61,315	0.0049906	102	8,419	0.0121155
12歳	2,626	1,150,050	0.0022834	796	65,179	0.0122125	254	9,521	0.0266779
13歳	9,648	1,175,783	0.0082056	2,909	67,327	0.0432070	758	10,223	0.0741465
14歳	18,067	1,188,133	0.0152062	5,027	70,147	0.0716638	1,421	11,056	0.1285275
15歳	23,886	1,222,186	0.0195437	5,786	71,794	0.0805917	1,750	12,433	0.1407544
16歳	25,019	1,239,579	0.0201835	5,122	73,026	0.0701394	1,626	12,932	0.1257346
17歳	15,984	1,237,495	0.0129164	3,225	69,286	0.0465462	1,117	12,989	0.0859958
18歳	10,710	1,078,866	0.0099271	2,016	57,776	0.0348934	758	11,499	0.0659188
19歳	7,969	896,221	0.0088918	1,306	48,624	0.0268592	582	11,012	0.0528514
合計	116,276	22,384,684	0.0051944	26,935	1,027,644	0.0262104	8,498	138,799	0.0612252

※ 警察庁データ（警察庁、2001）および平成12年国勢調査より筆者が作成

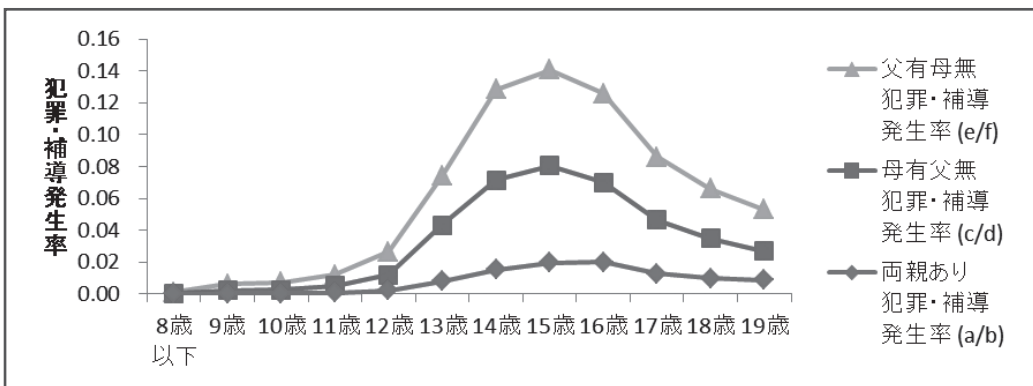


図 3-1 2000 年（H12）両親有無別 未成年の犯罪・補導発生率のグラフ

※ 表 3-1 から筆者が作成

表 3-2 2005 年 (H17) 両親有無別・未成年の犯罪・補導発生率

年齢	両親あり			母有父無			父有母無		
	警察庁 犯罪・補導 件数	国勢調査 両親同居 世帯件数	両親あり 犯罪・補導 発生率	警察庁 犯罪・補導 件数	国勢調査 母子世帯 件数	母有父無 犯罪・補導 発生率	警察庁 犯罪・補導 件数	国勢調査 父子世帯 件数	父有母無 犯罪・補導 発生率
	(a)	(b)	(a/b)	(c)	(d)	(c/d)	(e)	(f)	(e/f)
8歳 以下	611	9,336,980	0.0000654	296	394,778	0.0007498	50	27,709	0.0018045
9歳	433	1,014,743	0.0004267	207	76,363	0.0027107	42	7,611	0.0055183
10歳	572	1,023,934	0.0005586	258	80,709	0.0031967	53	8,983	0.0059000
11歳	878	1,018,699	0.0008619	410	82,201	0.0049878	96	9,760	0.0098361
12歳	2,307	994,326	0.0023202	1,201	83,311	0.0144159	262	10,399	0.0251947
13歳	8,010	1,005,001	0.0079701	3,754	84,557	0.0443961	861	11,306	0.0761543
14歳	14,726	997,107	0.0147687	6,152	84,289	0.0729870	1,579	11,965	0.1319682
15歳	18,140	1,002,290	0.0180986	6,829	83,349	0.0819326	1,709	12,381	0.1380341
16歳	20,790	1,014,557	0.0204917	6,074	81,157	0.0748426	1,684	12,962	0.1299182
17歳	14,217	1,040,758	0.0136602	3,994	77,231	0.0517150	1,144	12,604	0.0907648
18歳	10,760	942,665	0.0114144	2,609	62,954	0.0414430	839	10,971	0.0764743
19歳	8,760	801,545	0.0109289	1,848	53,642	0.0344506	606	10,355	0.0585225
合計	100,204	20,192,605	0.0049624	33,632	1,244,541	0.0270236	8,925	147,006	0.0607118

※ 警察庁データ（警察庁、2007）および平成 17 年国勢調査より筆者が作成

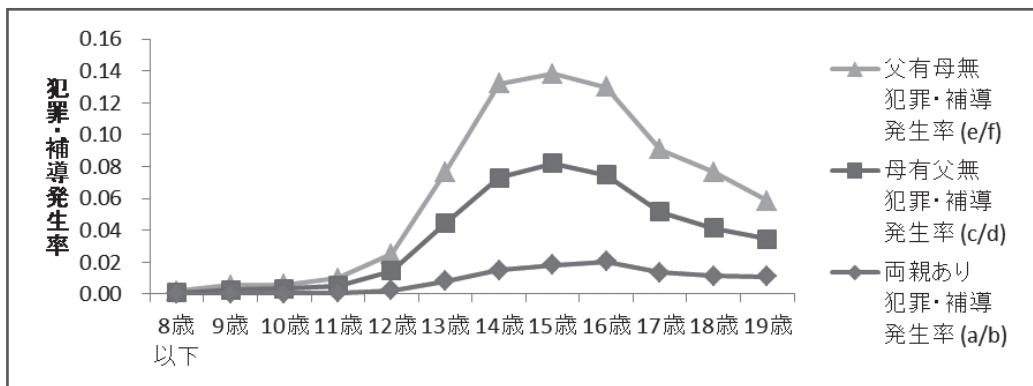


図 3-2 2005 年 (H17) 両親有無別・未成年の犯罪・補導発生率のグラフ

※ 表 3-2 から筆者が作成

表 3-3 2010 年（H22）両親有無別・未成年の犯罪・補導発生率

年齢	両親あり			母有父無			父有母無		
	警察庁 犯罪・補導 件数	国勢調査 両親同居 世帯件数	両親あり 犯罪・補導 発生率	警察庁 犯罪・補導 件数	国勢調査 母子世帯 件数	母有父無 犯罪・補導 発生率	警察庁 犯罪・補導 件数	国勢調査 父子世帯 件数	父有母無 犯罪・補導 発生率
	(a)	(b)	(a/b)	(c)	(d)	(c/d)	(e)	(f)	(e/f)
8歳 以下	568	8,763,653	0.0000648	251	334,541	0.0007503	47	23,007	0.0020429
9歳	395	986,214	0.0004005	199	72,160	0.0027578	42	6,865	0.0061180
10歳	479	985,985	0.0004858	272	77,535	0.0035081	54	7,834	0.0068930
11歳	687	975,307	0.0007044	405	82,604	0.0049029	62	9,024	0.0068706
12歳	1,906	977,538	0.0019498	1,086	88,395	0.0122858	197	10,320	0.0190891
13歳	6,471	960,570	0.0067366	3,763	91,241	0.0412424	701	11,134	0.0629603
14歳	11,615	944,492	0.0122976	5,903	92,070	0.0641143	1,169	11,756	0.0994386
15歳	12,576	945,336	0.0133032	5,982	94,087	0.0635795	1,404	12,668	0.1108304
16歳	12,014	932,986	0.0128769	5,042	91,691	0.0549890	1,261	12,844	0.0981781
17歳	7,731	906,132	0.0085319	3,117	84,744	0.0367814	803	12,476	0.0643636
18歳	6,109	812,969	0.0075144	2,237	69,689	0.0320998	681	11,026	0.0617631
19歳	5,240	676,837	0.0077419	1,586	56,970	0.0278392	472	10,075	0.0468486
合計	65,791	18,868,019	0.0034869	29,843	1,235,727	0.0241502	6,893	139,029	0.0495796

※ 警察庁データ（警察庁、2011）および平成 22 年国勢調査より筆者が作成

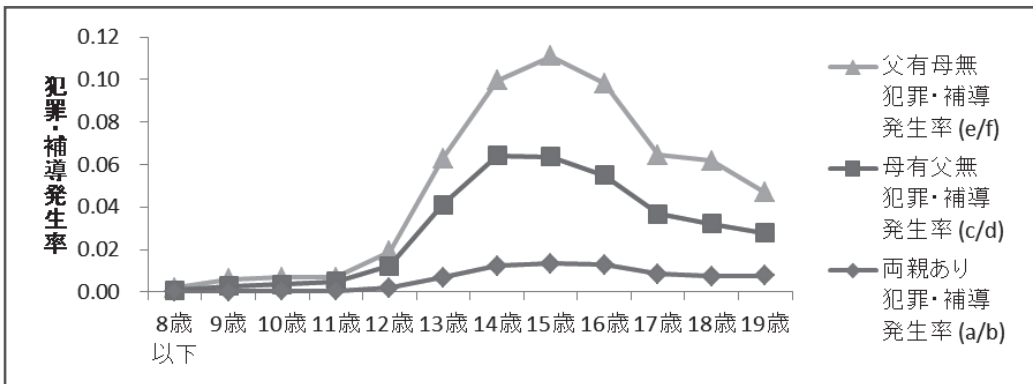


図 3-3 2010 年（H22）両親有無別・未成年の犯罪・補導発生率のグラフ

※ 表 3-3 から筆者が作成

表 3-4 2000年・2005年・2010年両親有無別・未成年の犯罪・補導発生率の合算表

調査年	両親あり			母有父無			父有母無		
	警察庁 犯罪・補導 件数 (a)	国勢調査 両親同居 世帯件数 (b)	両親あり 犯罪・補導 発生率 (a/b)	警察庁 犯罪・補導 件数 (c)	国勢調査 母子世帯 件数 (d)	母有父無 犯罪・補導 発生率 (c/d)	警察庁 犯罪・補導 件数 (e)	国勢調査 父子世帯 件数 (f)	父有母無 犯罪・補導 発生率 (e/f)
2000年 (H12)	116,276	22,384,684	0.0051944	26,935	1,027,644	0.0262104	8,498	138,799	0.0612252
2005年 (H17)	100,204	20,192,605	0.0049624	33,632	1,244,541	0.0270236	8,925	147,006	0.0607118
2010年 (H22)	65,791	18,868,019	0.0034869	29,843	1,235,727	0.0241502	6,893	139,029	0.0495796

※警察庁データ（警察庁、2001；2007；2011），および，平成12年・平成17年・平成22年の国勢調査より筆者が作成

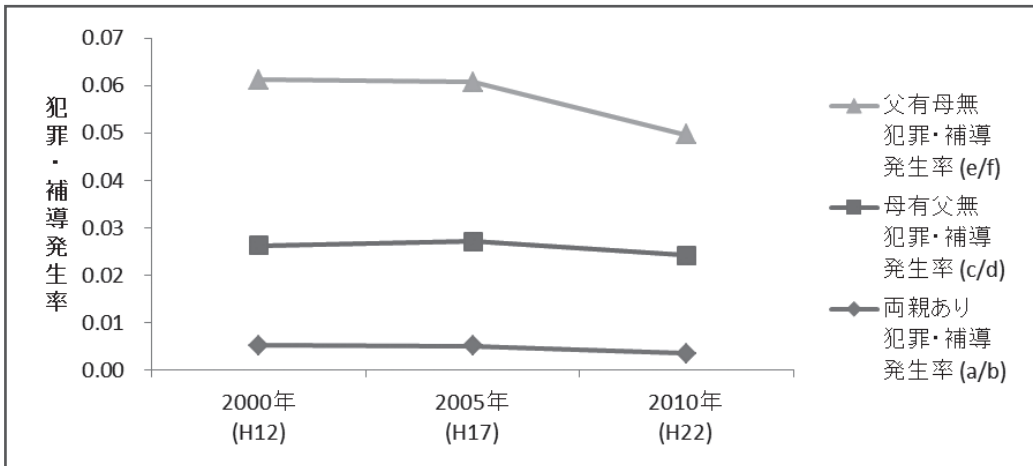


図 3-4 2000年・2005年・2010年両親有無別・未成年の犯罪・補導発生率の比較グラフ

※表 3-4 から筆者が作成

4. 分析

この節では、表 3-4 で得られた値から、2000年、2005年、2010年の犯罪・補導発生率の順位を導きだした。まず、2000年の犯罪・補導発生率の合計値の順位であるが、両親ありの子どもの合計値が0.0051944（約6%）、母有父無の子どもの合計値が0.0262104（約28%）、父有母無の子どもの合計値が0.0612252（約66%）であることから、父有母無の子どもの犯罪・補導発生率が1番高く、2番目が母有父無の子ども、3番目が両親ありの子ども、という順位であることがわかった。一方、2005年の犯罪・補導発生率の合計値の順位であるが、両親ありの子どもの合計値が0.0049624（約5%）、母有父無の子どもの合計値が0.0270236（約29%）、父有母無の子どもの合計値が0.0607118（約65%）であることから、父有母無の子どもの犯罪・補導発生率が1番高く、2番目が母有父無の子ども、3番目が両親ありの子ども、という順位で

あることがわかった。そして、2010年の犯罪・補導発生率の合計値の順位であるが、両親ありの子どもの合計値が0.0034869（約5%）、母有父無の子どもの合計値が0.0241502（約31%）、父有母無の子どもの合計値が0.0495796（約64%）であることから、父有母無の子どもの犯罪・補導発生率が1番高く、2番目が母有父無の子ども、3番目が両親ありの子ども、という順位であることがわかった。

5. 結果

2000年の犯罪・補導発生率の合計値の順位であるが、1番目が父有母無の子どもの犯罪・補導発生率、2番目が母有父無の子ども、3番目が両親ありの子どもという順位である。2005年の犯罪・補導発生率の合計値の順位についても、1番目が父有母無の子どもの犯罪・補導発生率、2番目が母有父無の子ども、3番目が両親ありの子どもという順位である。2010年の犯罪・補導発生率の合計値の順位も同様に、1番目が父有母無の子どもの犯罪・補導発生率、2番目が母有父無の子ども、3番目が両親ありの子どもという順位である。すなわち、2000年、2005年、2010年の3期において、いずれの犯罪・補導発生率も同じ順位となった。つまり、(1) 父有母無の子どもの犯罪・補導発生率、(2) 母有父無の子どもの犯罪・補導発生率、(3) 両親ありの子どもの犯罪・補導発生率、が3期の発生率の順位結果となる。

6. 考察

本稿の“結果”から「父有母無の子ども」、すなわち「父子家庭の子ども」の犯罪・補導発生率が高いということが示された。この結果は、本稿の“はじめに”で示した、非行少年には、ひとり親、あるいは、両親がいない家庭の子どもが多いという主張（樋口、1963）や、離別によるひとり親家庭の子どもの非行は、依然として一定の比率を占めているという先行研究（金、2007）に一致する部分があると考えられる。

父子家庭の子どもが非行に陥る要因は、本稿の“はじめに”で示した、離婚、死別からもたらされる感情的葛藤や、精神的葛藤が非行の発生に関与しているという主張（樋口、1963）が考えられるが、他の先行研究の概観から、つぎの5つにも関連性があると推測する。1つ目として、父親が子どもと接する時間の長さである。赤石（2014）によると、ひとり親の子どもは子どもたちだけで過ごす時間が長い傾向があり、特にシングルファーザーは、仕事中心の生活にならざるを得ないことから、子どもと接する時間が少ないと指摘している。2つ目として、父親が自分自身の生活に精一杯で家事や家庭教育を放棄してしまう場合である。たとえば子どもの食事であるが、子どもに金銭を与えてそのまま放置するケースや、子どもの学校生活に父親は関心を示さず、その結果、子どもが自由奔放となり、不登校につながるといったケースである（小川、2016）。3つ目として、父親の都合で、子どもをおとな社会に巻き込んでしまうケースである。この場合、子どもは中途半端なおとな生活となり、怠学傾向が生じ、不登校や、学校内外のトラブルに発展することがある（小川、2016）。4つ目として、父親から母性的な態度が得られず、なおかつ、父性が強い生活を送った場合、それに対する反抗が生じる可能性がある（小川、

2016)。5つ目として、母親と死別した子どもにおいて考えられる要因である。Worden (2008 山本他訳 2011) によると、母親を失った子どもは、父親を失うよりも、悪い影響を及ぼす場合があるとしている。その理由として、家族内で最も情緒的なサポートをする役目は母親であり、母親を喪失することは、高い不安、無茶な行動化、自己効力感の低下など、情緒的、行動的な問題と結びつきやすいとしている。また、親を喪失した場合に子どもが必要とするものは、サポート、愛と悲しみ、関わりを継続であるが、遺された片親だけで、この3つを子どもに与えることは難しく、とりわけ父親には困難であると説明している。他方、母子家庭と父子家庭の教育の差異を要因として検討する必要も考えられるが、本稿の“はじめに”で示しているように、母子家庭、父子家庭、それぞれの出身者の間に教育達成水準の差異はほとんど観察されないとの報告がされていることから、差異の細部の検討は今後の課題と考えられる。このように非行に陥る要因に関連すると考えられる点がいくつか存在するが、要因を厳密に明らかにするには、質問紙法や面接法などの調査を検討する必要があると考えられる。

つぎに、考察として考慮すべき点であるが、警察庁データでは、父子家庭となった背景や父子の同居形態は明確にされていない。たとえば、それぞれの家庭によって父子家庭の状態に至った理由が異なる。流石 (2001) によると、名古屋地域 (名古屋市と名古屋市近郊地域) で実施したアンケート調査では (調査協力者 37 人)、離婚によってシングルファーザーになった人数が 25 人 (約 68%)、死別によってシングルファーザーになった人数が 10 人 (約 27%) であり、未婚 2 人 (約 5%) という例も存在した。内訳は、死別の 10 人の内 8 人が病気を原因として妻を亡くし、1 人が子どもを出産する際の事故で妻を亡くし、1 人が自殺により妻を亡くしたとしている。このように、離婚、死別、未婚と、それぞれ父子家庭となった特徴が異なるため、その後の家庭への影響の違いがあることが考えられる。

一方、父子家庭と称してはいるが、父子の同居方法など、生活の関わり方がそれぞれ異なる場合が報告されている。例えば、名古屋地域のアンケート調査では、父親と別れて生活する子どもが存在することを示している。そのうち、11 人は児童養護施設で生活しており、その内訳は、2 歳 1 人、4 歳 1 人、6 歳 1 人、8 歳 3 人、11 歳 1 人、12 歳 1 人、13 歳 1 人、14 歳 1 人、15 歳 1 人の合計 11 人であった。父親と別れて生活する例として、自宅の裏に住む父親の両親に子どもを預け、同居に近い生活をするケースも存在した。さらに、一部の子どもの同居するというケースも 5 人存在する。例としては“一番下の子どもだけを自分の母親に預けた”、“障がいのある子どもを障がい児施設に預けた”、“一番下の子どもだけを児童養護施設に預けた”、“一番下の子どもだけ前妻が引き取った”といった子育てに手がかかる子どもや、障がいのある子どもが預けられており、父親と暮らしていないケースが存在している (流石、2001)。

また、杉本 (2001) の研究においても、父親に親権がありながら、時期によっては、子どもと母親と同居する場合や、違う時期には母親ではなく、父親と暮らすようになる場合があり、子どもの成長時期や、親の事情によって、同居・別居が入れ替わる場合がある。さらには、父親の再婚などによって、複雑な生活形態となることもあると報告している。

加えて、子どもが乳幼児期や、学童期など年齢が低いという条件で両親が離婚となった場合、親権を母親がとるケースが多く存在するが、父親が引き取るケースにおいては、そのパターンは大きく 2 つにわけられる。1 つ目は、父親方の祖父母の強い意向によるもので、引き取った後は、

祖父母、父親、子どもの三世代家族となることがほとんどである。なかには、母親に対する父方の祖父母の不仲や対立によって離別するケースも存在する。これは、母親を追い出して祖父母が孫を引き取るというケースである。この場合、父親よりも祖父母の影響を子どもが受けやすくなる（小川、2016）。つまり、子どもへの父親の影響が薄くなると推測できる。2つ目は、母親に心身の不調や、なんらかの問題行動があり、父親が引き取らざるを得ないという事情によるものである。この場合は三世代家族となることもあれば、父親と子どもの二世代の家族となることもある（小川、2016）。つまり、父親が子育てを実施しているとは断定できない。さらに、小川（2016）によると、父親が祖父母の援助なしに子どもを引き取ることは、育児支援制度が弱い現代の本邦では少ない状況であるとしている。その理由として、子どもに必要とされる母性的な機能を、周囲から援助されることが必要であり、その一例として、思春期の娘を持つ父親の場合、初潮や、生理への対処を子どもに教えることは困難であると主張している。

これらの内容から考えられることは、父親が子どもと接する時間が短い、あるいは、父親が子どもを放任（放置）している家庭が存在していることである（図 6-1）。また、父子家庭という位置づけであっても、子どもと祖父母が暮らすケースや、施設で暮らすケースもあり、父親が直接子育てを実施していない場合が存在する。すなわち、子育てそのものを行っていない、あるいは、行えない父親が存在していることから、“すべての父子家庭の子どもが非行に陥るのではない”と考えるのが妥当である。

以上の考察から、一般家庭とひとり親家庭を比較した場合は、ひとり親家庭の非行少年発生率が高いことが明らかとなり、母子家庭と父子家庭を比較した場合は、父子家庭の非行少年の発生率が高いことが明らかとなった。しかし、父子家庭においては、すべての父親が子育てを実施しているとは限らないため、父親による子育てが子どもの発達に悪影響をおよぼしていると断定することはできないと考えられる。

加えて、国勢調査によるデータの扱い方を、さらに細かく検討する必要がある。たとえば、母子家庭、父子家庭いずれにも属さない、親と暮らしていない子どもの扱いが不明確な点があげられる。このような問題の克服には、ひとり親家庭の定義や、子どもが暮らしている状況を細かく設定したうえで、質問紙調査・面接調査など各種研究を行うことが必要であり、今後の課題といえる。

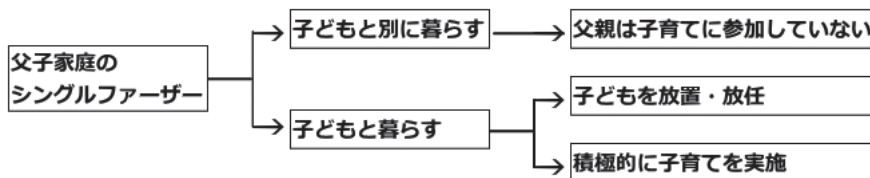


図 6-1 シングルファザーと子どもの関係

※ 筆者作成

7. まとめ

本稿では、ひとり親家庭、主に父子家庭における子どもの非行問題について、一般に公開されている文献、および、統計調査を活用し、非行発生率の分析と考察を実施することが目的である。

警察庁データおよび国勢調査データを使用し、両親ありの家庭とひとり親家庭の非行少年発生率を比較した結果、ひとり親家庭の非行少年発生率が高いことが明らかとなった。一方、母子家庭と父子家庭を比較した場合、父子家庭の非行少年の発生率が高いことが明らかとなった。しかし、父子家庭においては、すべての父親が子育てを実施しているとは限定できないため、父子家庭の父親による子育てが子どもの発達に悪影響をおよぼしていると断定することはできない。その理由は、本稿の“考察”で詳細を述べているが、祖父母が関与している場合や、実際には父親と暮らしていないケースが存在することがあげられる。また、父親に親権がありながら、時期によっては、子どもと母親と同居する場合や、違う時期には母親ではなく、父親と暮らすようになる場合があり、子どもの成長時期や、親の事情によって、同居・別居が入れ替わる場合がある。つまり、父子家庭と称してはいるが、父親以外の人間が子育てを行っている場合があげられる。

8. 本研究の限界と今後の課題

本研究の限界と今後の課題として改善すべき点をいくつかあげておく。まず1つ目として、土井（2005）によると、子どもが犯罪に至る要因の1つに放任があるが、放任の定義が不明確であるとしている。つまり、父子家庭やシングルファーザーにおける放任の程度が同等とは限らないため、精確な比較を実施することは困難であると考えられる。また、昨今では「イクメン」と称される「育児に積極的に参加する父親」（清水、2011）が増加しており、この「イクメン」に該当するシングルファーザーの存在も考慮する必要があると考えられる。2つ目として、警察庁データや、国勢調査の母子家庭・父子家庭の定義と、実際の状況が異なる場合が考えられる。たとえば、住民票の住所地に、居住している家族（成員）が実際と異なる場合などである。また、兄弟姉妹の有無や、人数、さらには、親と暮らしていない子どもの人数がデータ上では不明確である。故に、少年犯罪の発生率で算出された値はあくまでも目安ということになる。3つ目として、ひとり親家庭の非行問題をより精確に調査するためには、母子家庭・父子家庭の定義を細かく設定し、子どもに関わる状況を注意深く吟味したうえで実施することが必要である。加えて、離婚、あるいは、大切な人を亡くしたひとり親や、未成年の非行・補導というデリケートな問題を扱うことを踏まえ、倫理的な配慮を十分検討したうえで質問紙や面接などの調査を実施する必要があるといえる。

引用文献

- 赤石 千衣子（2014）. ひとり親家庭 岩波書店, 70.
馬場・澤田法律事務所（2011）. 離婚するときの子どものはなし 中央経済社, 41.
土井 徹（2005）. 少年犯罪の統計 保健医療科学, 54, 88-93.
樋口 幸吉（1963）. 少年非行 紀伊国屋書店, 97-118.

- 星 悦子・小宮山 要・川田 三夫・椎名 正平（1976）. 両親の認知像に関する研究 科学警察研究所報告 防犯少年編, 17, 25-38.
- 警察庁（2001）. 平成12年の犯罪 第4 少年犯罪 警察庁 Retrieved from <https://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h12/mokuji.htm>（2016年8月22日）
- 警察庁（2007）. 平成17年の犯罪 第4 少年犯罪 警察庁 Retrieved from <http://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h17/index.htm>（2016年8月17日）
- 警察庁（2011）. 平成22年の犯罪 第4 少年犯罪 警察庁 Retrieved from <http://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h22/h22hanzaitoukei.htm>（2016年8月17日）
- 金 英淑（2007）. 少年非行の原因としての家族関係 現代社会文化研究, 39, 73-90.
- 小川 幸男（2016）. ひとり親家庭における第二反抗期 府大学紀要, 57, 67-72.
- 大熊 信成（2012）. 児童・家庭の生活実態と福祉需要について 佐野短期大学研究紀要, 23, 75-88.
- 神原 文子（2014）. 子づれシングルと子どもたち——ひとり親家族で育つ子どもたちの生活実態 明石書店, 256.
- 流石 智子（2001）. 第2章 調査の結果 中田 照子（編）, 森田 明美（編）, 杉本 貴代栄（編）日米のシングルファーザーたち——父子世帯が抱えるジェンダー問題（pp.48-71） ミネルヴァ書房
- 清水 均（編）（2011）. 現代用語の基礎知識 2011 自由国民社, 1041.
- 新村 出（2008）. 広辞苑 第六版 岩波書店
- 総務省統計局 平成12年国勢調査 政府統計の総合窓口 Retrieved from <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000000030097&cycode=0>（2016年9月28日）
- 総務省統計局 平成17年国勢調査 政府統計の総合窓口 Retrieved from http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001005214&cycleCode=0&requestSender=search（2016年9月28日）
- 総務省統計局 平成22年国勢調査 政府統計の総合窓口 Retrieved from http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001038689（2016年9月28日）
- 杉本 貴代栄（2001）. 第1章 日米のシングルファーザーが抱えるジェンダー問題 中田 照子（編）, 森田 明美（編）, 杉本 貴代栄（編）日米のシングルファーザーたち——父子世帯が抱えるジェンダー問題（pp.16-27） ミネルヴァ書房
- 棚瀬 一代（2012）. 離婚と子どものウェル・ビーイング 教育と医学, 60, 152-161.
- Worden, J. W. (2008). *Grief Counseling and Grief Therapy, Fourth Edition : A Handbook for the Mental Health Practitioners*. Springer Publishing Company. (ウォーデン, J. W.・山本 力（訳）・上地 雄一郎（訳）・桑原 晴子（訳）・濱崎 碧（訳）（2011）. 悲嘆カウンセリング——臨床実践ハンドブック 誠信書房, 244-251)
- 余田 翔平（2012）. 子ども期の家族構造と教育達成格差——二人親世帯 / 母子世帯 / 父子世帯の比較 家族社会学研究, 24, 60-71.

参考文献

- Bowlby, J. (1951). *Maternal care and mental health*. Monograph series No.2 World Health Organization.
- 柏木 恵子・若松 素子（1994）. 「親となる」ことによる人格発達——生涯発達の視点から親を研究する試み 発達心理学研究, 5, 72-83.
- 厚生省（1998）. 厚生白書（平成10年版） 少子社会を考える——子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を 株式会社ぎょうせい
- Klaus, M. H., Kennell, J. H. (1976). *Maternal-infant bonding*. The C. V. Mosby Company. (クラウス, M. H.・ケネル, J. H.・竹内 徹（訳）・柏木 哲夫（訳）（1979）. 母と子のきずな——母子関係の原点を探る 医学書院)
- Lamb, M. E. (1975). *Fathers:Forgotton contributrs to child development*. Human Development, 18, 245-267.
- 内閣府（編）（2015）. 少子化社会対策白書 平成27年版 日経印刷

謝辞

武蔵野大学大学院・矢澤美香子先生には、筆者の研究活動全般にわたり多大なるご指導・ご助力を賜った。ここに深く感謝の意を表する。